

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第15号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条項及び別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示、追加条項及び別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削り、次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>特地勤務手当に準ずる手当に関する規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。）第11条の9及び第18条の規定に基づき、<u>特地勤務手当に準ずる手当</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（<u>準特地公署</u>）</p> <p>第2条 条例第11条の9第1項に規定する<u>準特地公署</u>（以下単に「<u>準特地公署</u>」という。）は、別表第1に掲げる公署とする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>特地勤務手当等に関する規則</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年<u>2月</u>鳥取県条例第3号。以下「条例」という。）<u>第11条の8、第11条の9</u>及び第18条の規定に基づき、<u>特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる</u>手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（<u>特地公署</u>）</p> <p>第2条 条例第11条の8第1項に規定する<u>公署</u>（以下「<u>特地公署</u>」という。）は、別表第1に掲げる公署とする。</p> <p>（<u>準特地公署</u>）</p> <p><u>第2条の2 条例第11条の9第1項に規定する特地公署に準ずる公署</u>（以下「<u>準特地公署</u>」という。）は、別表第2に掲げる公署とする。</p>

(特地勤務手当の月額)

第3条 特地勤務手当の月額は、特地勤務手当基礎額に、別表第1の級別区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

4級地 100分の16

3級地 100分の12

2級地 100分の8

1級地 100分の4

2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日(以下この条において「基準日」という。)に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。

(1) 職員が特地公署に勤務することとなった場合
その勤務することとなった日(職員がその日前
1年以内に当該公署に勤務していた場合(人事委員会が定める場合に限る。)には、その日前の人事委員会が定める日)

(2) 職員が特地公署以外の公署に勤務することとなった場合において、その勤務することとなった
日後に当該公署が特地公署に該当することとなったとき その該当することとなった日

(3) 第1号、前号又はこの号の規定の適用を受けていた職員がその勤務する特地公署の移転に伴って住居を移転した場合において、当該公署が当該移転後も引き続き特地公署に該当するとき 当該公署の移転の日

3 育児短時間勤務職員等(条例第4条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)以外の職員であって、基準日において育児短時間勤務職員等であったものの特地勤務手当基礎額は、前項の規定にかかわらず、基準日に受けていた給料の月額を基準日における算出率(条例第4条の2第1項に規定する算出率をいう。以下同じ。)で除して得た額及び基準日に受けていた扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。

4 育児短時間勤務職員等であって、基準日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったものの特地勤務手当基礎額は、第2項の規定にかかわらず、

基準日に受けていた給料の月額に現に受ける給料の月額に係る算出率（以下「現算出率」という。）を乗じて得た額及び基準日に受けていた扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。

5 育児短時間勤務職員等であって、基準日において育児短時間勤務職員等であったものの特地勤務手当基礎額は、第2項の規定にかかわらず、基準日に受けていた給料の月額を基準日における算出率で除して得た額に現算出率を乗じて得た額及び基準日に受けていた扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額に現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。

（支給の始期及び終期）

第3条 条例第11条の9第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給は、職員が公署を異にする異動又は公署の移転（以下「異動等」という。）に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して3年（当該異動等の日から起算して3年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあつては、6年）に達する日をもって終わるものとする。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、それぞれ当該各号に定める日をもってその支給は終わるものとする。

（1）職員が準特地公署以外の公署に異動した場合又は職員の在勤する公署が移転等のため、準特地公署に該当しないこととなった場合 当該異動又は移転等の日の前日

（2）職員が他の準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合（当該公署が引き続き準特地公署に該当する場合に限る。） 住居の移転の日の前日

（特地勤務手当に準ずる手当）

第4条 条例第11条の9第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給は、職員が公署を異にする異動又は公署の移転（以下「異動等」という。）に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して3年（当該異動等の日から起算して3年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあつては、6年）に達する日をもって終わるものとする。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもってその支給は終わるものとする。

（1）職員が特地公署若しくは準特地公署以外の公署に異動した場合又は職員の在勤する公署が移転等のため、特地公署若しくは準特地公署に該当しないこととなった場合 当該異動又は移転等の日の前日

（2）職員が他の特地公署若しくは準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合（当該公署が引き続き特地公署又は準特地公署に該当する場合に限る。） 住居の移転の日の前日

2 条例第11条の9第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額（以下この条において「準ずる手当の月額」という。）は、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条において「基準日」という。）に受けていた給料及び扶

養手当の月額合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に定める支給割合（以下「支給割合」という。）を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に100分の6を乗じて得た額（以下「限度額」という。）を超えるときは、当該限度額）とする。

期間等の区分			支給割合
異動等の日から起算して4年に達するまでの間	特地公署	4級地又は3級地	100分の6
		2級地又は1級地	100分の5
	準特地公署		100分の4
異動等の日から起算して4年に達した後から5年に達するまでの間			100分の4
異動等の日から起算して5年に達した後			100分の2

3 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、基準日において育児短時間勤務職員等であったものの準ずる手当の月額は、前項の規定にかかわらず、基準日に受けていた給料の月額を基準日における算出率で除して得た額及び基準日に受けていた扶養手当の月額合計額に支給割合を乗じて得た額（その額が限度額を超えるときは、当該限度額）とする。

4 育児短時間勤務職員等であって、基準日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったものの準ずる手当の月額は、第2項の規定にかかわらず、基準日に受けていた給料の月額に現算出率を乗じて得た額及び基準日に受けていた扶養手当の月額合計額に支給割合を乗じて得た額（その額が限度額を超えるときは、当該限度額）とする。

5 育児短時間勤務職員等であって、基準日において育児短時間勤務職員等であったものの準ずる手当の月額は、第2項の規定にかかわらず、基準日に受けていた給料の月額を基準日における算出率で除して得た額に現算出率を乗じて得た額及び基準日に受けていた扶養手当の月額合計額に支給割合を乗じて得た額（その額が限度額を超えるときは、当該限度額）とする。

（特地勤務手当に準ずる手当の月額）

第4条 条例第11条の9第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額（以下「準ずる手当の月額」という。）は、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合

(人事委員会が定める場合に限る。)には、その日
前の人事委員会が定める日。以下「基準日」とい
う。)に受けていた給料及び扶養手当の月額合計
額に、別表第2の左欄に掲げる期間等の区分に応
じ、同表の右欄に定める支給割合(以下「支給割
合」という。)を乗じて得た額(その額が現に受け
る給料及び扶養手当の月額合計額に100分の6を
乗じて得た額(以下「限度額」という。)を超える
ときは、当該限度額)とする。

2 育児短時間勤務職員等(条例第4条の2第1項に
規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同
じ。)以外の職員であって、基準日において育児短
時間勤務職員等であったものの準ずる手当の月額
は、前項の規定にかかわらず、基準日に受けていた
給料の月額を基準日における算出率(条例第4条の
2第1項に規定する算出率をいう。以下同じ。)で
除して得た額及び基準日に受けていた扶養手当の月
額の合計額に支給割合を乗じて得た額(その額が限
度額を超えるときは、当該限度額)とする。

3 育児短時間勤務職員等であって、基準日において
育児短時間勤務職員等以外の職員であったものの準
ずる手当の月額は、第1項の規定にかかわらず、基
準日に受けていた給料の月額に現に受ける給料の月
額に係る算出率(以下「現算出率」という。)を乗
じて得た額及び基準日に受けていた扶養手当の月額
の合計額に支給割合を乗じて得た額(その額が限度
額を超えるときは、当該限度額)とする。

4 育児短時間勤務職員等であって、基準日において
育児短時間勤務職員等であったものの準ずる手当の
月額は、第1項の規定にかかわらず、基準日に受け
ていた給料の月額を基準日における算出率で除して
得た額に現算出率を乗じて得た額及び基準日に受け
ていた扶養手当の月額合計額に支給割合を乗じて
得た額(その額が限度額を超えるときは、当該限度
額)とする。

第5条 略

2 条例第11条の9第2項の規定により同条第1項の
規定による手当を支給される職員との権衡上必要が
あると認められるものとして人事委員会規則で定め
る職員は、新たに準特地公署に該当することとなっ
た公署に在勤する職員でその準特地公署に該当す
ることとなった日(以下「指定日」という。)前3年
以内に条例第10条第5項に規定する国家公務員等
(次項において「国家公務員等」という。)であっ

第5条 略

2 条例第11条の9第2項の規定により同条第1項の
規定による手当を支給される職員との権衡上必要が
あると認められるものとして人事委員会規則で定め
る職員は、新たに特地公署又は準特地公署に該当す
ることとなった公署に在勤する職員でその特地公署
又は準特地公署に該当することとなった日(以下
「指定日」という。)前3年以内に条例第10条第5
項に規定する国家公務員等(次項において「国家公

た者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となって当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したものとする。

3 条例第11条の9第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となって準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員 当該職員が条例の適用を受けることとなった日に準特地公署に異動したものとした場合に前2条の規定により支給されることとなる期間及び額

(2) 新たに準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものの当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に準特地公署に該当していたものとした場合に前2条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(3) 前項に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員が条例の適用を受けることとなった日前に準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日の当該公署に異動したものとした場合に前2条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(端数計算)

第6条 第4条の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって、当該手当の月額とする。

(支給方法)

第7条 特地勤務手当に準ずる手当の支給については、給料の支給方法に関する規定を準用する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、特地勤務手当に準ずる手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

務員等」という。)であった者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となって当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したものとする。

3 条例第11条の9第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となって特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員 当該職員が条例の適用を受けることとなった日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条の規定により支給されることとなる期間及び額

(2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものの当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(3) 前項に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員が条例の適用を受けることとなった日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日の当該公署に異動したものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(端数計算)

第6条 第3条の規定による特地勤務手当の月額又は第4条第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの手当の月額とする。

(支給方法)

第7条 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の支給については、給料の支給方法に関する規定を準用する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第1（第2条関係）

公署	所在地
(1) 農林総合研究所 園芸試験場日南試験 地	日野郡日南町阿毘縁1214の 1番地
(2) 黒坂警察署印賀 駐在所	日野郡日南町印賀1196番地
(3) 黒坂警察署多里 駐在所	日野郡日南町多里193番地

別表第2（第4条関係）

期間等の区分		支給割合
異動等の日から起 算して4年に達す るまでの間	別表第1第1号及 び第2号の公署	100分の5
	別表第1第3号の 公署	100分の4
異動等の日から起算して4年に達し た後から5年に達するまでの間		100分の4
異動等の日から起算して5年に達し た後		100分の2

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）

公署	所在地	級別区分
園芸試験場日 南試験地	日野郡日南町阿毘縁1214 の1番地	1級
黒坂警察署印 賀駐在所	日野郡日南町印賀1196番 地	1級

別表第2（第2条の2関係）

公署	所在地
黒坂警察署多里駐在所	日野郡日南町多里193番地